

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の
一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第二章中第十六条の次に次の一条を加える。

（住宅の取得等に係る借入金の免除を受けた場合の課税の特例）

第十六条の二 阪神・淡路大震災により自己の居住の用に供する家屋（以下この条及び第二十二條の二において「居住用家屋」という。）が滅失又は損壊（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊に限る。第二十二條の二において同じ。）をした個人が、当該居住用家屋の新築又は取得に要する資金に充てるために第二十二條の二第一項に規定する金融機関から借り入れた借入金について、平成九年七月一日から平成十三年三月三十一日までの間に、当該金融機関から当該借入金の全部又は一部の免除を受け、かつ、新たに当該個人の居住用家屋（国内にあるものに限る。）の新築又は取得に要する資金に充てるために当該金融機関から当該免除を受けた額以上の金額の借入れを行った場合には、当該免除により受けた経済的利益

(当該免除を受けた額が二千万円を超える場合は、二千万円に相当する部分に限る。)については、所得税を課さない。

第十七条第四項中「この項」の下に「及び第二十二條の二」を加える。

第二十二條の次に次の一條を加える。

(住宅の取得等に係る借入金を免除した場合の課税の特例)

第二十二條の二 法人で銀行その他の政令で定める金融機関であるもの(以下この項において「金融機関」という。)が、阪神・淡路大震災により居住用家屋が滅失又は損壊をした個人で当該居住用家屋の新築又は取得に要する資金に充てるために当該金融機関から借り入れた借入金を有するものに対して、平成九年七月一日から平成十三年三月三十一日までの間に、当該借入金の全部又は一部を免除し、かつ、新たに当該個人の居住用家屋(国内にあるものに限る。)の新築又は取得に要する資金に充てるために当該免除した額以上の金額の貸付けを行った場合には、当該免除した額(当該免除した額が二千万円を超える場合は、二千万円)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の

記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

附 則

この法律は、平成九年七月一日から施行する。

理由

阪神・淡路大震災により滅失又は損壊した居住用家屋の再建を促進するため、所得税法及び法人税法の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約八十五億円の見込みである。